

バナー広告募集

平成二十一年度分の市ホームページに掲載するバナー広告を募集します。なお、掲載は、広告内容を審査して決定します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

期間：2月25日(水)～3月13日(金) (必着)

*募集期間終了後も空きがある場合、随時受け付けます。

募集枠：十枠

月額広告料：一枠三万円(長期掲載による割引あり)

掲載期間：4月から来年3月

まで(一か月単位)

問い合わせ：情報統計課

TEL 224-5561

浄化槽の法定検査を忘れずに

浄化槽を使用している方には浄化槽法に基づいて、検査・保守点検・清掃が義務付けられています。

法で定められた検査には、次の二種類があります。

①設置後の検査：設置された浄化槽が、適正に施工され、

四月一日(水)から

「長期使用製品安全点検制度」が始まります

対象：4月1日(水)以降に製造・輸入された屋内式ガス瞬間湯沸かし器・屋内式ガス風呂釜・石油給湯機・石油風呂釜・FF式石油温風暖房機・ビルトイン式電気食器洗機・浴室用電気乾燥機

これらの古い製品は部品などが劣化し、火災を発生するおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」が始まると、メーカーなどに所有者登録をすることで、適切な時期に点検通知が届くようになります。通知が届いた際は、点検(有料)を受けましょう。

二月二十五日(水)から「長期使用製品安全点検制度」についてのチラシを、生活情報センター・安全安心生活課(本庁舎三階)・出張所・公民館・川越運動公園などで配布します。

なお、同制度開始以前に製造・輸入された製品についても、点検は可能です。詳しくは、メーカーなどにお尋ねください。

問い合わせ：生活情報センター TEL 226-7066

機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めて3か月を経過した日から、5か月の間に行う必要があります

②定期検査：維持管理が適正

に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行う必要があります

検査は、県知事が指定する、(社)埼玉県環境検査研究協会(TEL 048-649-5151)に依頼してください。

河川などの環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理

をお願いします。

問い合わせ：資源循環推進課

TEL 224-5908

ダイオキシン類の濃度測定結果

昨年八月から十月にかけてダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、川越市のごみ

焼却施設の排ガスおよび最終処分場の排水に含まれるダイオキシン類濃度の測定を行いました。結果は下表のとおり

です。東・西清掃センターの排ガ

スは、煙突の測定口から採取しました。測定値は、一立方メートル中に含まれるダイオキシン類の量を示しています。東・西清掃センターとも、排出基準を下回っています。今後もさらに安定した燃焼管理・焼却施設の維持管理を行い、ダイオキシン類の削減に努めていきます。

小畔の里クリーンセンターの排水は、水処理施設の放流槽から採水しました。測定結果は、一リットル中に含まれるダイオキシン類の量を示しています。最終処分場の排水

は、維持管理基準を下回っています。今後も維持管理の徹底を図

施設名	測定日	測定値	排出基準	維持管理基準	単位
東清掃センター	1号炉	10月15日	0.0040	5	-
	2号炉	10月1日	0.0034		
西清掃センター	1号炉	8月20日	0.0082	1	-
	2号炉	9月3日	0.0092		
小畔の里クリーンセンター	8月12日	0.0036	-	10	pg-TEQ/ℓ

ng (ナノグラム) …10億分の1グラム

pg (ピコグラム) …1兆分の1グラム

TEQ…毒性等量。ダイオキシン類の毒性の最も強い濃度に換算したものの

問い合わせ：環境施設課

TEL 224-5589

家電リサイクル法 対象品目Bグループ指 定引き取り場所の変更

平成二十年度版の「家庭ご
みの分け方・出し方」に掲載

している、家電リサイクル法
対象品目Bグループの指定引
き取り場所が、次のとおり変
更になりますので、ご注意く
ださい。

変更日：3月23日(月)から

引き取り場所：日本通運(株)川
越支店流通センター川越取
扱所(南大塚一五〇四、
三・TEL249・0201)
引き取り時間：月～土曜日、
午前9時～正午・午後1時

農業委員会委員が決まりました

平成二十一年二月八日付けで、次の方が川越市農業委員会委員に就任しました。
新委員には、今後三年間、農家の皆さんの代表として、優良農地の確保と有効利用、農
業の担い手の確保・育成と経営の確立という重要な仕事をお願いすることになります。
問い合わせ：農業委員会事務局・TEL224・6134

泉名弘文	久下戸三六三三	高橋誠	砂一二九
牛窪基夫	大塚新田五〇四	大河原一郎	大袋九五
内田朔	鹿飼四六五	須賀庄次郎	宮下町一丁目一七・二
石川秀夫	中福五七六	福田修一	今成二丁目二・三
堅木和雄	天沼新田三四一	大室丈夫	笠幡二二九・一
澤田勇夫	菅間七二六	細野稔	南田島五八五
長澤一雄	鴨田六三一	岸涉	的場一三四八
町田有功	北田島三五五	清水京子	野田町一丁目一・一三三
仲昌男	豊田町一丁目三一・五	田村肇孝	平塚八七
新井喜一	藤間七二三	川口知子	豊田本一八六八・一
大河内裕之	木野目八八五	山崎行雄	寺山七二九・一
三上孝平	八ツ島三五七	府川又七	山田一五五五
沼野長男	古谷上四一八六	小林薫	今成二丁目五・六
小林英男	並木八六九	川村隆雄	下赤坂九
飯野浩	今福八八一		

5時(祝日・休日・年末
年始を除く)

問い合わせ：資源循環推進課
TEL224・5908

廃車の手続きは お早めに

軽自動車や二輪車などに
かる軽自動車税は、四月一日
を基準日として課税され、使
用していなくても、登録して
いると税金がかかります。

廃車(登録を抹消)する場
合は、基準日までに手続きし
てください。廃車の手続きは
車種により、次のとおり窓口
が異なります。

詳しくは、各問い合わせ先
にお尋ねください。

■原動機付自転車(一二五cc
以下)・小型特殊自動車
持ち物：ナンバープレート・
印鑑・標識交付証明書

*二輪の軽自動車(一二五cc
を超え二五〇cc以下)・二輪
の小型自動車(二五〇ccを超

える物) 関東運輸局埼玉運
輸支所所沢自動車検査登録事

務所(所沢市牛沼六八八・
一)・TEL050・5540・

2029 ▼軽自動車(三輪・

四輪) 軽自動車検査協会埼
玉事務所所沢支所(三芳町北
永井三六〇・三)・TEL25
8・8011

問い合わせ：市民税課税制担
当・TEL224・5637

事業所税の申告を 忘れずに

事業所税とは、都市環境の
整備・改善に充てられる目的
税です。

事業所などにおいて事業を
行う法人・個人で、市内の事
業所などの床面積が一平方
メートルを超える場合、また
は市内にある事業所の従業者
数が百人を超える場合に課税
されます。

なお、床面積が八百平方メ
ートルを超え一千平方メー
トル以下の場合、または市内に
ある事業所の従業者数が八十
人を超え百人以下の場合には課
税されませんが、申告の義務
が生じます。

詳しくはお尋ねください。
問い合わせ：市民税課税制担
当・TEL224・5637